

農業委員会制度・組織改革が真に農業者のためになる改革となるよう求める意見書の提出について

農業委員会制度・組織改革が真に農業者のためになる改革となるよう求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年10月27日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか24名
〔自民党市議団, 無所属(議),
無所属(副)〕

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,
総務大臣, 農林水産大臣,
内閣府特命担当大臣(規制改革) 宛て

京都市会議長 名

農業委員会制度・組織改革が真に農業者のためになる改革となるよう求める
意見書

農業委員会制度・組織の改革については、本年6月24日に国において「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂されるとともに「規制改革実施計画」が閣議決定された。

本プランは、農業を取り巻く課題の解決に向け、産業政策と地域政策を車の両輪として政策を再構築し、「強い農林水産業」と「美しく活力のある農山漁村」を創り上げることを方針としている。

そして、その成果を国民全体で実感することができるものとするため、農林水産業の成長産業化を国全体の成長に結びつけるとともに、国民の食を守り、美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していくとしている。

よって国におかれては、本プランの達成に向けて、この中の農業委員会に関する改革について、優良な農地を守り、地域農業の活性化に奮闘してきた農業委員の活動実績をいかし、今後も地域からの期待に応えていける改革となるよう、とりわけ下記の項目について強く要望する。

記

1 農業者の「代表制」を担保する公選制と同様の仕組みの措置

農業委員の選出方法について、選挙制度を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化している。

しかし、農地の権利移動などに携わる農業委員の活動には、農業者の信頼に裏付けられた代表者が公平性・公正性・透明性の確保された手続により選出されることが不可欠である。

については、農業者の信任を得た代表者を選任する仕組みを措置すること。

2 「意見の公表, 行政庁への建議」等の業務の法定化の維持

「意見の公表，行政庁への建議」等について，農業委員会等に関する法律に基づく業務から除外するとしているが，本業務は，農業者の代表として農業委員会の意見を行政庁に反映させる極めて重要なものであり，法定化を維持すること。

3 円滑な業務遂行のための財源確保

「規制改革実施計画」において，委員の職務にふさわしい報酬水準への引上げ，農業委員会の事務局の強化，農地利用最適化推進委員（仮称）の設置が定められており，耕作放棄地の発生防止など，増大する役割を果たし，求められる業務を適正かつ円滑に遂行するために必要な財源を確保すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。